

各府省等ヒアリング結果概要

<目次>

内閣官房	1
内閣府	2
公正取引委員会	4
警察庁	6
防衛庁	8
金融庁	9
総務省	11
法務省	12
外務省	14
財務省	15
文部科学省	17
厚生労働省	18
農林水産省	20
環境省	21
人事院	22
会計検査院	23

※本資料は、第4回検討会（6月30日）、ヒアリング会（7月5日、9日）における各府省等
ヒアリングの結果の概要を取りまとめたもの。

<内閣官房>

○日時：7月5日（月）13時40分～14時15分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明。

○質疑応答

- ・ 案の公表の方法は、ホームページ（以下「HP」という。）だけか。書面の窓口配布も行ったのか。
 - 都市再生関係については、記者配布、窓口配布、HPでの公表を行った。e-Japan、知的財産関係については、広報資料として配布、HPでの公表を行った。
- ・ これらの案の内容は膨大であり、プリントアウトするだけで大変な時間がかかる。窓口配布を行わなかったのはなぜか。立法政策として考える場合、HPだけの公表でいいのかという判断材料がほしいと考えている。国民すべてがインターネットを用いているわけではなく、HPだけでいいのか疑問がある。
 - e-Japanについては、実際に意見を出してきたのは、インターネットを用いている人であり、窓口配布を行わなかったことに対する不満はなかった。窓口配布をする場合には、大量のコピーを用意する必要があり、事務負担は大きい。IT化推進部局であり、できるだけ電子媒体で行おうとしているところ。このような方向性の中では、やむをえないのではないかと考えている。
- ・ このような計画についてパブコメを行っている理由は何か。パブリック・コメント（以下「パブコメ」という。）の実施が必要であり、実際に役に立っているとの判断なのか。
 - 広範にわたる計画を策定する際には、直接の規制対象とはなくとも、広く一般からアイデアを募ることは有意義と考えたもの。ただし、有意義な意見もある反面、関係のない意見も出され、取捨選択の事務作業には時間がかかった。
- ・ 一般のパブコメの場合は、公正さの確保という意図もあるが、これらの案件の場合は、アイデア募集という側面が強いのではないか。10のうち1つでもいいアイデアがあれば、ためになるとの類のものであり、現行の規制のパブコメとは性格が異なるのではないか。
 - このような計画は、各省の内容を集めたものであるが、この計画についてパブコメを行ったため、規制を所管する各省においては、パブコメを行わないということはあるのか。それとも、各省では、再度パブコメを行っているのか。
 - 知的財産関係については、昨年7月の計画においては、知的財産高等裁判所の設置、特許審査の迅速化、レコード輸入権の創設といった法律の改正が必要なものがあった。これらについては、本来は閣議決定の対象ではないが、いずれにせよ必要に応じ各省においてパブコメを行ったと聞いている。
- ・ 現行の閣議決定の対象外案件である規制以外の一般的な政策の方が、パブコメを行う実質的意味があるのではないかと考えている。担当者の意識としては、閣議決定との関係については、閣議決定の対象外だが、閣議決定に従った手続きを行っているという感覚か。それとも、閣議決定は関係なく、政策の方向性を決める際には広く意見を求める方がいいとの意識なのか。
 - 各部局の判断であり、統一的に行っているものではないが、世の中の流れという面もあるのではないか。事後の様々な意見・批判ができるように備えて、前もって広く意見を伺っておこうという感覚はある。意見募集期間等の規定を念頭に置いて実施しているが、場合によっては、閣議決定の内容と同一でない部分もある。

<内閣府>

○日時：7月5日（月）14時50分～15時15分

○説明

- ・ パブコメ手続についての内閣府としての共通的なガイドラインはなく、基本的には、各部局の判断によっており、方法は閣議決定の手続に準じている。
- ・ 15年度実績は、閣議決定対象案件4件、対象外案件25件の計29件。対象外案件のうち23件が食品安全関係。これについては、食品安全基本法に定める基本の方針に基づき広く国民から意見をいただく必要があること、食品の安全性確保に関する知識や理解を深めてもらう必要があることから実施している。
- ・ 全件をHPで公表しており、必要に応じ報道発表や窓口配布等を実施。22件が意見数20件未満。提出された意見を反映したものは8件。

○質疑応答

- ・ パブコメの実務で苦労した点は。
 - 個人情報の保護に関する政令案のパブコメでは、1か月程度の期間で意見募集し、40件の意見が提出され、このうちの意見を踏まえ、条項の追加を行なった。
- ・ 遺伝子組換え食品の安全性評価基準は、規制の新設に当たらないのか。
 - 当該基準については、農林水産省等のリスク管理省庁から依頼された評価を食品安全委員会が行なっており、本委員会が規制を実施しているのではない。規制の新設・改廃としてのパブコメはリスク管理省庁において実施している。
- ・ 遺伝子組換え食品安全性評価基準の形式は何か。
 - 委員会決定。
- ・ 委員会の組織はどのようなものか。諮問事項は何か。
 - 本委員会は、食品安全基本法第22条に基づき、昨年7月に内閣府に設置された審議会で、安全性の評価と管理の分化のために設けられたもの。リスク評価は本委員会が、規制や行政指導は厚生労働省や農林水産省が担当。厚生労働省や農林水産省が具体的な規制措置をとる場合に委員会の意見を聞く必要がある。諮問事項は同法第24条に列記されている。
- ・ 管理省庁がパブコメを実施した際に、食品安全委員会でパブコメを経た評価結果に基づく規制であるとして意見を反映できないということはないのか。
 - 委員会におけるパブコメでは、委員会で議論にならなかった点等について、新たな知見を頂き、専門委員会で議論しているところ。利害調整という形での意見募集というより、新たな科学的知見を集めるという意味合い。
- ・ 後から新たな知見をリスク管理省庁に提出されても対応に困るだろうから、食品安全委員会段階で義務的にパブコメをし、意見等を集めるべきではないか。
 - 16年1月に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、食品健康影響評価の実施時に、「委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。」とされている。任意とはいながら、実態としてはこの閣議決定に基づいて意見募集を行なっている。
- ・ 規制と安全性の評価を分けたという過去の経緯を考えると、元来は安全性の評価も規制も食品衛生法に基づく閣議決定対象案件となる規制であったのではないか。
 - 食品安全委員会の設置は、安全性の評価と規制の分化がその趣旨。委員会では科学的な観点から安全性の評価を行う。先述の閣議決定は、食品健康影響評価の結果を取りまとめる際に国民の意見を聞くべきと定めたもの。
- ・ 意見募集の際に、案を国民に理解してもらうためにどのような工夫をしているか。

関係者への働きかけを行なっているか。

→ 案の公表はHPで行なうとともに、必要に応じて報道発表や窓口での配布を行なっており、出来る限り工夫している。また、「意見を聴く会」を開催したり、政策の背景も含めて公表している事例もある。

<公正取引委員会>

○日時：7月5日（月）15時15分～15時45分

○説明

- ・ 実績は年間10件程度だが、閣議決定対象案件以外にも、法律改正に当たって方向性をまとめる際や独禁法の解釈（ガイドライン）の制定時にも実施。
- ・ その他、資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明。

○質疑応答

- ・ 独禁法研究会報告書のように法律改正につながるものについてのパブコメをやることが一般的なのか。
→ 報告書について必ずパブコメをやるという取り決めはなく、この場合は関心が高いと思われる事項のため実施したもの。
- ・ このような案件についてパブコメを行う際、閣議決定の規定は念頭に置いていないような感があるがどうか。
→ そのとおり。より広く意見を聴こうという意図がある。
- ・ 配布されている資料は、HPに掲載された公表資料と同一か。また、一般の人に対しての周知方法はどのようなものがあるか。公取委のHPを見なければ意見募集が行なわれていることがわからないのか。
→ 公表資料と同一である。また、一般への周知は、HP以外に記者発表を実施。事前にいろいろな形で情報提供しているので、利害関係者は意見募集が行なわれていることを承知されていると思う。
- ・ 規則及びガイドラインは、共に閣議決定の対象案件と理解しているのか。ガイドラインは（ここに例示されている以外にも）パブコメにかけていると思うが、どういう意図でそうしているのか
→ ガイドラインは、対象外案件との理解。例示した下請代金支払遅延等防止法関係のガイドラインについては、多くの意見を聞いてより妥当な運用基準を作ろうとの意図があったため、パブコメにかけた。利害関係者からは事前に意見を聞いているが、不足する部分をパブコメにより補う意味もある。
- ・ ガイドラインは行政指導か。これに反すると最終的に制裁を受けるという実質的には規制に近いものである。公取委のガイドラインは、解釈基準的なものであり、パブコメを行った方がよいのではないか。
→ 実質的には規制に近いものというご意見もあろうが、公取としてはガイドラインは法令によってかけられている規制の解釈の内容を示すものであり、規制とは異なるという整理である。
- ・ 28,000件もの大量の意見が提出された例があるが、どう処理をしたのか。
→ 特定の業界団体からの同趣旨の意見が多く、数としては多かったが処理はさほど業務量ではなかった。
- ・ 研究会の報告書等をパブコメにかける際、報告書がまとまった後にパブコメにかけるのか、それとも、研究会の議論の途中でパブコメをかけ、その意見を参酌して報告書をまとめるのか、どちらが多いか。
→ 報告書がまとまった後にパブコメをかけることが多い。
- ・ 説明会を開催して案を周知している例があるが、このような利害関係人等に対する特別な手当てをよく実施しているのか。
→ 例外的に実施している。
- ・ 再販制度については、提出された意見の圧倒的多数が制度の維持を求める意見であったようだが、この結果を踏まえて制度を変えなかつたのか。（案の修正を行なうか否

かについては）提出意見数による影響はあるのか。

→ 別途実施した利害関係人からのヒアリング結果なども踏まえて総体的に判断しており、パブコメ結果だけで判断しているものではない。

- ・ パブコメ制度は、そもそも案に対する賛否の数が問題になるものではないと思うがどうか。

→ 例示したものでは、賛否の割合に結果的にあまりにも差がついたため、事実として示したもの。

- ・ 意見を言う側には、「もし意見が全くなかった場合には案に対して反対がないとみなされるかもしれないで意見を提出しておこう」という判断もあるのではないか。

→ 結果としてそういうこともあるのではないか。

<警察庁>

○日時：7月5日（月）16時00分～16時30分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明。
- ・ パブコメを実施した法律案としては、資料のほかにいわゆる出会い系サイトに関する規制関係のものがある。

○質疑応答

- ・ パブコメの実施に当たり、特別の体制を組むことはあるか。
→ 基本的でない。そもそも法令改正作業を行う際に、体制を組み直しているが、その改正作業の一環としてパブコメについても当該体制で対処することとなる。
- ・ 意見募集の方法はどうか。
→ 主としてHPに掲示している。ただし、例えば風営法施行規則等の改正案、道交法改正試案などでは、パブコメについて広報し、記者クラブに対して説明も行った。その結果、意見提出の宛先であるファックス番号、メールアドレスが、記事として掲載された。
- ・ 約4,500件の意見が、すべて資料-警2にまとめられているのか。漏れているものがあれば、それについての検討状況はどうか。
→ 利害関係を持つ業界関係者から、理由を付さない単なる反対意見が提出されるなどしており、これについては当該資料から漏れている。しかし、内容のある意見は、すべてこの資料にまとめている。
- ・ 道交法改正試案については、改正試案に至る前段階、すなわち改正の基本的方向性がまとまった段階で1度目のパブコメを行っているようであるが、そこで提出された意見と、改正試案段階で実施したパブコメで提出された意見との内容的重複や相違についてうかがいたい。
→ 基本的に、双方の意見の齟齬はなかったと認識。例えば、駐車違反については、車両の使用者への責任追及もあり得べしとの意見が大勢であった。
- ・ 法律案のパブコメを実施することについて、他省庁からの反応はどうか。
→ 当該法律案の所管行政庁として実施をしており、パブコメを実施するかの判断は、担当部内での議論を経て決定している。
- ・ 風営法施行規則等の改正などでパブコメを実施した際の、業界団体、国会議員とのやり取りの状況はどうか。
→ 関係業界とは綿密な意見交換を行いつつ改正作業を進めている。国会議員についても、与党手続等を通じて、考え方を説明し、ご理解を求めている。
- ・ 意見提出期間は、1か月が適当か。
→ 全体のスケジュールを考えた場合、1か月程度が適当ではないか。
- ・ 法律案については、事前にパブコメを実施した方が国会も受け入れやすいという印象があるが。
→ 国民に広く影響を及ぼす法律については、国民のニーズを行政機関が吸収するための方策としてパブコメを実施しておくことが重要であると認識。
- ・ 研究会、懇談会等を経ていない法律素案について、パブコメを実施することはあるか。
→ 不可能ではないかもしれないが、検討会を経て策定された法律素案をパブコメにかける方が適当であると思われ、そのようにしていると認識。
- ・ どの案件についてパブコメを行うかについては、内部調整して、国家公安委員会にもかけるということか。

→ そのとおり。

- 最後に、法律の場合、国会においてまさにパブコメ的なことを行うはずであるが、これと当該法律案について行政機関がパブコメを実施することとの関係をいかに考えるかという問題提起があった。

<防衛庁>

○日時：7月5日（月）16時30分～16時45分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料及び検討事項に係る各府省等からの意見）に基づき説明。

○質疑応答

- ・ 防衛庁では、パブコメ手続が法制化されることで具体的な支障があるのか。
→ 防衛庁の場合は、隊員の安全確保の観点から公表になじまないものがある。例えば、法律で武器の使用についての要件が大枠で定められている。一方、武器の使用をどのような手順で行うかなどの内規があり、これを公表することは隊員の安全を害する。
- ・ それは、パブコメにかける前の話ではないか、元々、公表しないのではないか。
→ 今後新たな法律ができ、新たな規定が設けられ、新たな武器使用の問題などが出ると、部内の取り扱いの訓令や通達等を規則で定めることになるので、防衛庁の業務の特殊性に鑑みて指摘せざるをえない点である。
- ・ 意見の中に「情報公開法第5条との関係の整理」とあるが、どういうことか。
→ 情報公開法の精神は原則公開であるが、安全保障関係の情報には非公表のカテゴリーがある。情報公開法第5条のような非公表の分野については、それが最終的に国民の権利保護につながるところもあるのではないかとの点もあり、ご配慮願いたい。
- ・ 意見の内容は、パブコメ手続が法制化された場合、情報公開法第5条の除外規定を参考して、考慮してほしいということか。
→ 現時点で、法制化された場合どういう文言になるかまで考えていないが、今後法制化を検討される際、このような点について配慮してほしい。
- ・ 訓令・通達についてはご指摘の点はよくわかるが、政令・府令レベルまで配慮することを含んでいるのか。公布されない政令・府令はないのではないか。公布するものについて、配慮をしてほしいと言われても困る。
→ 例がないが、将来的にありえないとは限らないのではないか。通常は、防衛庁長官が決める事項。
- ・ 公表した案の実例では、文面に「まとめましたので公表いたします」、「技術的な修正はあります」と書いてあり、意見を取り入れて、反映させる意図が感じられないが。
→ パブコメの性質上、意見を取り入れるのは当然であるが、最初のパブコメの事案であり、至らない点があったならば、ご指摘を踏まえ改善したい。

<金融庁>

○日時：6月30日（水）10時40分～11時15分

○説明

- ・ 平成13年度から15年度に99件のパブコメ手続を実施。規則制定改廃は75件、その他は、検査マニュアル・監督指針等。
- ・ パブコメ手続の対象内で実施しなかったのは6件。うち中身のあるものが1件。その他は届出書の形式的な改正、条ずれによる改正等。中身のあるものは、銀行等の株式保有制限法施行令を改正（議員立法）したものであり、政治的判断として緊急に施行すべきことであったためにパブコメ手続を実施できなかったものである。

○質疑応答

- ・ パブコメを行なう日程がとれないが、手続を行なうべき対象の場合の考え方。
→ ケースバイケース。例えば、金融組織再編特別措置法は、平成14年12月11日に成立し、翌年1月1日施行を目指していたが、政省令を法律の成立日と同時にパブコメを行ない、12月26日に官報公示した。時間がなくとも極力パブコメを実施している。
- ・ 「企業会計審議会第一部会の公開草案の公表について」は現行の閣議決定の対象内案件か。行政指導的なものではないか。
→ 対象外案件である。企業の会計基準は、法的には、商法上の「公正ナル会計慣行」のことであり、行政指導とは異なる。なお、企業会計基準は、当時は企業会計審議会で検討されていたが、現在は、民間主体の（財）財務会計基準機構が作成することとなっている。
- ・ 金融検査マニュアルは閣議決定の対象外案件とのことだが、金融検査そのものは規制ではないか。
→ 本マニュアルの上位にある自己資本比率規定や早期是正措置が規制であり、同マニュアルは監督の手段。
- ・ 金融検査マニュアルや会計基準等は重要な意味があり、これをパブコメする意味はある。閣議決定の対象外案件が重要性を持っている印象を持つがどうか。
→ 海外から金融検査が甘いなど日本の会計基準への不信、疑惑があり、それが金融危機につながった。海外からも評価されるような検査にすることが重要な課題だった。その意味で、パブコメ手続は、国際的に関係者と意見交換もでき、それを通じて信頼確保にもつながり、重要な意味があると思っている。
- ・ いろいろな検査マニュアルについて、パブコメ手続にかけるもの、かけないものがあるのか、その場合、統一的なルールはあるのか。
→ 検査マニュアルはすべてパブコメ手続を行なっている。
- ・ （パブコメを実施した際、）規制の名あて人は関心を持つだろうが、一般人はどの程度意見をだすのか。
→ 金融機関以外からもコメントが出てきていると思う。法律策定時の与党手続等において、大きなところとは決着しているが、政省令のパブコメ実施時期には、策定された法律の内容が政省令に的確に反映されているか事後チェックする意味合いが強いと思う。
- ・ パブコメ手続には双方向性があるが、金融庁では、意見を求めるよりも、市場に対する情報提供を重視するとの印象を受けたのだが、意見を施策に反映した例はあるか。
→ 技術的な意見が提出されることがあり、府令について意見のとおり修正したケースがある。パブコメを行うことは大変だが、外部から有意義な意見が出た場合には、

それを受け入れることにより、より良い案になることがある。

- ・ (パブコメが法制化されたら、) 対象案件が今よりも増えるかもしれないが、どうか。
 - 事務的には大変で、現行体制では、現行事務でも手一杯。パブコメは重要で意義は認めるが、合理化しないと、実務が動かない。硬直的な仕組みでは困る。
- ・ 下位法令への策定を考慮すれば、法律の施行期日の定め方等施行の仕方について、考えるべきではないか。といっても、実際に問題となっているケースは閣議決定ではなく、議員立法のことが多いのかもしれないが。
 - 施策によっては、緊急にやるべきとの政治的判断がありえる。したがって、パブコメ手続については柔軟性を確保することが必要。
- ・ 利害関係人についてはパブコメにプラスして、意見聴取を行なうのか。
 - 政令・府令については、手続的事項が中心であり、パブコメ手続のみで済ませていることが多いのではないか。法案については、与党手続も経るので提出前にいろいろと業界からの意見が反映される機会はある。業界から不満は聞いていない。
- ・ パブコメを行なう前に、業界は行政庁からの指導が行われ処理が済んでいる印象を受けたが。
 - 政令・府令については、法案段階で各界からの要望を受け入れており、それは政令・府令にも反映されている。また、法案策定の前段階に業界団体も含めた有識者の入っている金融審議会で意見を聞くこともある。
- ・ 今の閣議決定について、意見があるか。
 - 何とかやれているとの認識。余裕を持ってはやれでおらず、事務量は相当なもの。きちんとするとには、体制面で、各省庁の機構・定員を純増させるなり、それなりの予算・体制整備が必要。また、パブリック・リレーションの面では、民主主義との関係が整理されず、(パブリック・コメントをやるべきという) 形式面が先行していくように感じる。行政が行うべきことをどうするか、行政と政治との関係について、法制化の機会に整理が必要ではないか。

＜総務省＞

○日時：6月30日（水）10時10分～10時40分

○説明

- ・ 資料（行政手続法検討会ヒアリング資料）に基づき説明

○質疑応答

- ・ 電波監理審議会（以下「電監審」という。）とパブコメ手続における意見聴取する内容の差異は何か。また、電監審の答申内容とパブコメ手続における意見がされたときには、どのように集約するのか。
 - 電監審の意見の聴取は必要的諮問事項で、形式改正などは含まず。一方、パブコメ手続は省令全体で、告示を行う場合もある。また、パブコメ手続における意見 자체に、賛否両論あり、全体をみて判断している。
- ・ 電監審の意見の聴取とパブコメ手続は、無関係なのか。電監審の手続にパブコメ手続の結果は来ないのか。
 - 電監審にパブコメの結果を紹介することもある。当初は電監審がパブコメを行っていたが、省庁再編時に審議会の政策決定機能を整理することとなつたが、その際、パブコメ手続は省が行い、必要的諮問事項は電監審で意見聴取をすることとした。
- ・ 政省令と比べ、審査基準やガイドラインのパブコメがやりにくいことはあるか。
 - 特にない。
- ・ 審査基準の下位にCS免許方針等を策定しているが、これはパブコメをかけているのか。
 - 内規で公表していないものもあり、そういうものはパブコメを行うことにはならない。公表するものについては、パブコメにかけるはず。
- ・ 懇談会報告書のパブコメについて、中間段階や最終段階で行うものがあるが、省の方針はあるのか。また、最終段階の報告書をパブコメにかけ、重大な修正が必要な場合はどうするのか。
 - 最終段階のものが多いと思うが、後で調べる。また、平成15年度にNTTの東西接続約款のパブコメを行った際には、意見を踏まえて修正し、再度パブコメを行ったことがある。
- ・ 平成15年度のパブコメ案件の内容のうち、「その他」はどのようなものか。
 - 閣議決定対象外36件は、通達、報告書、政策評価基本計画等がある。パブコメの大半はテレコム関係で、技術的な審査基準などが多い。後日資料を提出する。
- ・ 電監審の意見聴取は口頭で行うのか。また、対象たる利害関係人はどのように特定するのか。
 - 対面により口頭で行う。また、利害関係人は基本的に免許人になる。公示して意見を募集する手続が先立つので、そこから特定される。
- ・ パブコメの対象でありながら実施していないものについては、どういうものについて、どのような理由で実施しなかったのか。
 - 平成15年度に1件実績がある。対象案件は、電子政府構築計画を踏まえた政省令であり、同計画自体が内閣官房でパブコメ手続が行われているため、同手続を省略したもの。
- ・ パブコメ手続を法制化した場合、何らかの支障はあるか。
 - 現行でも事務的に大変だが、意見募集期間を一律に定められるとつらい。

<法務省>

○日時：7月9日（金）13時00分～13時40分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明。

○質疑応答

- ・ 意見提出期間を長期に設定する際の判断基準は何か。
→ 一般的基準はない。当該案件を所管する原局の判断に依る。
- ・ 法律要綱案は閣議決定の対象外案件であるが、そもそも当該要綱案についてパブコメを実施するに当たり、閣議決定の存在は意識しているか。
→ 意識している。ただし、特に民事関係の重要法案は、閣議決定がされる前から中間試案のパブコメを実施している経緯があり、その意味では、パブコメ実施は閣議決定の有無とは関係ないともいえる。
- ・ 民事関係の重要法案はすべてパブコメを行っているのか。
→ パブコメを実施しないことはまずないはず。意見提出期間の長短の問題があるくらい。
- ・ パブコメの場合、意見を言わなければ、意見がないとして不利益な扱いを受けるのではないかというプレッシャーがあるが、パブコメ実施には、世論の趨勢を見極めようという意味合いがあるのではないか。
→ 確かにある。ただし、民事ではなく刑事については、サイレントマジョリティーの問題があり、必ずしも公正・中立な意見が提出されるとは限らないという危惧がある。
- ・ 監獄など施設関係の規則も、閣議決定の範囲内と考えているか。
→ この点は、改めて検討して回答したい。
- ・ サービサー法実施に係る事務ガイドラインは、処分基準のことか。
→ 事務ガイドラインは、サービサー法等の内容について、具体例を示し、理解しやすくしたものである。
- ・ 事務ガイドラインは、下級機関に対して発するものか。
→ そうではない。
- ・ 民事基本法の法律案については積極的にパブコメを実施するのが通例（資料一法7）とある一方で、論点整理についての意見では、法律案に係るパブコメの適用範囲は各省の裁量とされたいとあり、温度差があるが。
→ 刑事法は、民事法と異なることを考慮し、とりあえずの意見として裁量とされたいとしたが、刑事関係の法律案を全て裁量とするわけにはいかないことも理解できる。さらに検討して回答したい。
- ・ 公安調査庁については除外すべきとする意見と、準司法的機関については除外すべきとする意見との関係は。
→ 準司法的機関とは、公安審査委員会を念頭に置いている。公安調査庁については、その職務の特殊性にかんがみ、除外すべきではないかということ。
- ・ 民事基本法の法律案なども、法制審議会による厳格な審議手続を経ていながら、パブコメを実施しているのであるが、公安審査委員会の場合でもよいのではないか。
→ 公安審査委員会は、裁判類似の手続、不服申立制度、訴訟への移行の制度が定められている準司法的機関であり、法制審議会とは性質を異にする。
- ・ 公安審査委員会については、職務の特殊性の話ではなく、職務を遂行するためにルール・メイキングを行うときに、パブコメの対象範囲からなぜ除外するかという話であり、業務の特殊性である。準司法的機関だから云々という説明についてはもっと工

夫していただきたい。

- ・ 民事基本法の法律案で、法制審議会を経ないものであっても、パブコメを実施することはあるか。
→ 通常は、法制審にかける過程でパブコメを実施しているが、法制審を経ないものについては正確に把握しておらず、確認したい。
- ・ (法律案に係るパブコメの適用範囲は裁量とされたいとの) 意見は、刑事局のものか。
→ そうである。法務省が意見として提出したものは、いずれも各局の意見を踏まえたものであるが、法務省としての意見の集約が十分ではないので、今後集約をしたい。

<外務省>

○日時：7月9日（金）13時40分～14時10分

○説明

- ・ 外務省としては、現行パブコメ手続の対象である規制はほとんどないことから、これまで閣議決定対象案件としてパブコメを実施したことはない。
- ・ 政策立案の参考とするため、パブコメ手續に準じた手續を行ったことはあり、その例としてODA大綱、APEC・ビジネス・トラベル・カード（以下「ABTC」という。）の件等がある。以後、個別案件の説明。

○質疑応答

- ・ ABTCに関する意見募集方法は、HPへの掲載のみということだが、そうすると、HPを見ない限りは、パブコメを行っていることは分からぬのではないか。
→ 以前から民間のビジネスマン等から導入の要望が強かったものであり、要望を聞く機会を設けつつ、要望を受ける形で制度を設けたもの。したがって、関係者は注目していたと考えている。
- ・ どのようなものについてパブコメを実施するかについて外務省としての基準はあるのか。旅券法の改正の場合はパブコメを行うのか。
→ 外務省の事務のうち、旅券法関係の事務は規制的性格を有する数少ない事務である。法改正の場合は、国会での審議が行われるのでパブコメは行わないだろう。施行規則の場合は、現段階では決まっていない。今後議論していきたい。
- ・ 自動執行力のある条約・協定があるのか。これらの場合、パブコメの対象となるか。
→ 一般的に、条約・協定の全ての条項に自動執行力があるのではなく、そのうち一部の条項が詳細な規定内容を有しており、国内法令の整備がなくとも、直接適用できることになるものがある。このようなものは、通常は行政部内の手續について定めたものなどが多いと理解しており、国民の権利義務に直接影響を及ぼすものとは想定しがたい。したがって、パブコメをかける必要性はないのではないかと考える。
- ・ 自動執行力が有するものに関して、国内法令における政令・省令に当たるような、下位の協定を結ぶようなことはあるのか。あるとすると、自動執行力を有する協定として、パブコメの対象となると考えるのか。今の話からすると、国民の権利義務に関わるものについては、外務省以外に担当する府省が必ずあるということか。
→ 仮に、国民の権利義務に関する内容を含む自動執行力を有する条約等があるとすれば、担当する府省があるはずである。例えば、適当な例とは言えないかもしれないが、保健医療や民間航空機の分野においては、国際保健機関や国際民間航空機機関といった国際機関からの勧告や指針などが出されるが、このようなものに対しては、各省で基準等を策定したり、政省令の改定を行ったり、告示したりして対応していると考える。
- ・ 条約その他の国際約束、条約を受けた国内法制についてパブコメを行うことは適当でないと考えか。
→ 国際約束自体は、パブコメの対象とする意義は乏しいと考えている。それに関連する国内法令についてパブコメを行うか否かは別な問題であり、むしろパブコメを行った方がいいケースもあると考えている。
- ・ ODA大綱については、被援助国からの意見を募集したのか。
→ 正式の手續としては行っていないが、在外公館を通じて意見は聞いている。
- ・ このようなものは、英文も同時に公表し、外国からも意見をもらえるようにしたらどうか。
→ 今後検討したい。

<財務省>

○日時：7月9日（金）16時10分～16時40分

○説明

- ・ 財務省のパブコメ実績について説明
- ・ 財務省として、法制化に当たっては何らかの例外規定が必要であること等を考えて いる旨主張

○質疑応答

- ・ 財務省が実施しているパブコメの案件数は少ないが、税務通達は、行政内部の通達であり対象外としていると思うが、会計処理や申告手法など国民生活に対して大きな影響を有するものであり、パブコメを行うべきではないか。また、税務署から、いわゆる「お尋ね文書」が送られてくるが、その性質について行政指導かどうか尋ねると、税務署により回答が異なることがあり、対応に苦慮することがある。「お尋ね文書」のように任意調査に対する実施基準があるのならば、パブコメを行うべきではないか。
→ 現行のパブコメの閣議決定は、許認可を中心とする規制に関するものであり、税法そのものは対象外となっている。このような御指摘があったことは、国税庁等にはお伝えしたい。
- ・ 税の基本通達は公表されているが、公表に際して、このパブコメを行うことはありえないと考えているのか。解釈通達などを対象範囲に含めるか否かは今回の論点の一つであり、そのための資料・率直な考え方を知りたいという趣旨の質問である。
- ・ 通達についてパブコメを行った例が5件あるとのことだが、どのようなものか。それは税の基本通達とどのように違うのか。
→ 酒の関係の許認可に係るものである。許認可という行政行為の有無という点で、税の基本通達とは異なる。
- ・ たばこ広告の指針も対象案件なのか。
→ たばこの広告を出してもいい場所や広告の内容について、たばこ規制枠組条約の中で決められたことなどを踏まえてのものである。広告業界、たばこ会社に対する、広告の規制に関するものであり、閣議決定の対象案件と考える。形式としては、告示である。
- ・ 意見募集期間が短いにも関わらず、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行令（案）」等に関するパブコメに対しては、多くの意見が提出されている。これは、事前に関係者への周知に努めたためなのか。
→ この案件は、規制緩和に関するもので、議員立法に係る政省令について意見を募集したものである。規制緩和の進め方には様々な意見があることから、立法の段階から、世間の注目を集めていたと思われ、パブコメを行った政令等についても法律の具体的要件が定められるものとなることから、高く注目されたものである。提出された意見の中には、内容が同じで、提出者だけが異なるものも多かった。4月23日に法律が成立し、9月1日に施行しなくてはならず、その間に政令、省令を作るとともに、地域指定の作業も行わなければならなかつたために、短い期間しか意見の募集をできなかつたものである。
- ・ 税の基本通達についてパブコメを行うと、収拾がつかなくなるという点は、理解できる。その一方で、弁護士の世界では、租税訴訟は注目されているが、それは、判断が不明確で国が負けることが多いことによる。課税が不安定になるということは不幸なことであり、基本通達の作成・改正の際には、各界の意見を反映させるような審議会のような手続はあるのか。
- ・ 現行の閣議決定は規制が対象であるが、行政立法という整理だと規制に限るわけ

はない。税務通達や国有財産関係も視野に入っているということを前提に対応願いたい。官房から担当に伝えてほしい。最終的にどうするかは、今後の議論次第であるが、その際には、適切な資料提出等の対応をお願いしたい。

<文部科学省>

○日時：7月9日（金）14時15分～14時40分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明。
- ・ 特に次の3点について説明。
 - ① パブコメの意見募集期間の平均は20日（15年度）。最近は閣議決定等で措置年限が定められている案件が多い上に、案の段階でパブコメに付し寄せられた意見について審議会で検討する時間も必要。意見募集期間は長くても「原則30日程度」とするのが限界。
 - ② 意見が大量に寄せられた場合、口頭による意見陳述を行うことは現実的でない。また、大量の意見に対して類型ごとにまとめて回答することが可能なようにしてほしい。選択肢を示して意見募集を行うなど負担を軽減する工夫もできるのではないか。
 - ③ 法律で審議会に諮問することとされている案件については、まず審議会に政策的な内容について諮問した後、中間報告公表の段階でまず一度パブコメに付している。その結果を反映させた答申の内容を制度化するにあたって、まず省令案の要綱をパブコメに付した後に、審議会に再度諮問・答申している。その後、再度パブコメに付してはいない。パブコメを審議会の最終決定の前に行わないとパブコメが形骸化する。

○質疑応答

- ・ 事前提出資料の案件は閣議決定の対象という理解でよいか。
→ よい。
- ・ 行政規則はパブコメの適用範囲に含める必要はないとの意見が提出されていたが、大学設置基準の下に作られる告示以下の扱いについて、省の方針はあるか。
→ 例えば大学設置基準は申請に対する認可に係るものであり、それに関する省令、告示等については申請者の権利義務に直接関係するので、パブコメは必要と認識。人事、給与等の行政内部のものはパブコメに付さなくてもよいと思うが、政府全体で考えるべきもの。
- ・ 文部科学省としては、国民の権利義務に関わるもの以外の案件はパブコメに付すべきでないとの考え方。
→ 一般論としては、国民の権利義務に関わらないものの、パブコメが有益である場合もあると認識しているが、そのような場合も対象とすると、現実の事務処理に影響がでるのでないか。透明性向上のための施策であれば別に情報公開という手法もある。意見をもらって仕方のないものもある。
- ・ 口頭での意見陳述に反対とのことだが、当該手続を行った実績はあるか。
→ ないと思う。
- ・ 選択肢による意見募集の実績はあるか。
→ 実績はない。
- ・ 学習指導要領を改変するときはパブコメを行っているのか。
→ 行っている。国民は高い関心を持っており、専門家だけでなく国民の意見が重要と考える。
- ・ 審議会の手続にパブコメは役立っているか。
→ 審議会の中間報告をパブコメに付しているケースがあり、従来であれば利害関係者だけから意見を聴いていたところ、パブコメによりいろいろな意見が出てくるようになった。
- ・ 選択肢を示し意見募集を行うという提案については、賛否を問うということであれば、それはパブコメとは異質ではないか。意見があれば詰めて提案してほしい。

<厚生労働省>

○日時：7月5日（月）13時05分～13時40分

○説明

- ・ 資料（行政手続法検討会ヒアリング資料）に基づき説明

○質疑応答

- ・ 意見募集期間が6週間以上のものが毎年度1件あるが、どういう理由で、これだけの期間を取ったのか。
- ・ 審議会答申と、パブコメ結果との間で大きく齟齬が生じた場合、どのように調整しているのか。
 - パブコメの結果、案の変更を行おうとする場合は、法定諮問事項であれば、再度 諮問・答申という手続を行うことになるが、そのような例はない。
- ・ 告示については、閣議決定対象案件が30件、対象外案件が1件ある。この区分は何か。
 - 規制か規制でないかで判断している。
- ・ その他の案件の閣議決定対象外の代表例はどういうものか。
 - 「輸入食品監視指導計画」という国の計画、「水道ビジョン」という今後の大きな方向性を示すもの、という規制ではないが、国民生活に大きな関係があるものや、ガイドラインなどである。
- ・ 審査基準は含まれるのか。それは、閣議決定の対象案件と整理しているか。
 - ガイドラインが閣議決定の対象かどうかは、実際の運用上は微妙。ガイドラインについては、対象外と整理しているものもある。今回のデータは、総務省の調査の際に、各原局がどちらのものと判断したかによっており、必ずしも厳密に整理されているわけではない。食品に関するガイドラインなどの中には、実際の規制は各地方が条例で定める形になっており、その技術的支援のためのガイドラインをパブコメにかけている例もある。
- ・ 法律要綱案のパブコメを行った例はあるのか。
 - ない。
- ・ 法規的性質を有するか告示か否かの判断はどのように行うのか。
 - 形式的な意味合いではなく、内容によっている。説明で取り上げた法規的性質を有しない告示の例は典型的なもので、健康保険組合の解散・合併等のお知らせの告示であり、これらのパブコメを行っても意味はない。パブコメを行うかどうかについては、単に法形式で区分するのではなく、内容によって区分すべきと考える。
- ・ 「意味ある対応はできない」ということは、意見の提出を受けても反映できないということか。
 - 形式上パブコメを行うことは、スケジュールの問題であり、調整の余地はあるが、変えない前提でパブコメを行っても、意味のあるものとはならない。「意味ある対応はできない」ということは、事実上、「案を変えられない」ということ。
- ・ パブコメの意義として、案を公表し、透明性をもって意思決定を行う点に意義があるとの考えもあるが、このような考えに対しては、どのように考えるか。
 - 中央社会保険医療協議会は、3者構成であり、利害関係者からの意見・情報も踏まえるとともに、その案を作成する段階で公開している。行政側が単独で案を作ったり、公開を全くしないで案を作っているのではない。このようなものについて、最後に、手続だけパブコメを実施することはどうか、という観点から意味はない旨の指摘をしたもの。
- ・ 審議会の審議とパブコメ手続が独立しているが、審議会の審議の過程において、答

申の案のパブコメを行い、出てきた意見を答申前に審議会に報告するという方法もあり、両者の齟齬が生じた場合の対応策として考えられるのではないか。このような方法については、どのように考えるか。

- 御指摘のような方法をとれれば、それにこしたことはない。案が早く固まれば、この方法も考えられるが、利害関係者との調整には時間がかかり、案が取りまとめられるのが、施行を考えるとギリギリのタイミングとなった。
- ・ 適用範囲の議論において、支障となる事例で告示をあげているのは、政省令については、全て対象ということでも問題ないということか。
 - 例は、分かりやすいものをあげたもの。規制以外に対象を広げる場合、形式のみで整理すると、単純なお知らせのような告示まで含まれ、そのようなことは問題という趣旨。規制に限るのか、それ以外に対象を広げるのかということに依拠する問題である。
- ・ 生活保護基準はパブコメを行っているのか。
 - 行っていない。給付行政の基準については、給付額を増やすべきという意見が数多く出されることが容易に想像できるが、現実には、社会経済情勢に鑑み、給付額を下げなければならない場合も出てくる。対象とするかは、大きな論点の中で考えていくべき問題と認識している。
- ・ パブコメは、賛否を問うものではなく、意見・情報を収集するものであり、意見の数自体は問題ではないという点を理解願いたい。
 - 納付基準についても、審議会という形式で広く意見を収集するよう努めてきている。パブコメという形式を取っていないだけ。
- ・ 案の修正が15年度の閣議決定対象案件で9件あったが、どのような意見がでて、どのような修正を行ったか後で教えていただきたい。
 - 規制の適正化などが修正例。
- ・ 現行の閣議決定において、除外に関する規定があるが、これに従い、パブコメを行わなかつた例はあるのか。
 - 正確ではないが、時間がなく、実質的内容は明らかになっていたため、パブコメを行わなかつたのは、1年に1件程度のイメージ。
- ・ 資料3ページの、「新開発食品の販売を禁止しようとする等」とあるが、この「等」とは何か。処分基準などか。
 - 処分基準や処分の例外を定める告示、その他計画のようなものも含まれる。

<農林水産省>

○日時：7月5日（月）14時20分～14時50分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明

○質疑応答

- ・ 業界団体や消費者等の案に関心があると思われる者から事前に意見聴取しているようだが、パブコメでは新しい意見が出てくるのか。それとも、先に聴いた意見の再提出のような形になるのが多いのか。
 - これらの団体等は数多くあり、事前に網羅的に意見聴取できるわけではない。パブコメではそれまで関わってこなかった関係者からの意見もある。
- ・ 意見提出者の年令等を集計しているが、意見募集時に求めている情報か。
 - 必ずしも全ての案件ではないが、意見提出時に求めているもの。
- ・ 資料-農5のWTOへの通報は何のために行うのか。
 - WTOが輸入障壁にならないか判断しているもの。パブコメとは関係ない。
- ・ 日本農林規格（JAS）及び品質表示基準は規制に当たるのか。
 - JASはJASマークを付けるかどうかは自由であるが、JASマークを付ける場合の義務、品質表示基準は当該品質に係る表示義務を定めたもので、この点については規制に該当する。
- ・ 他の府省庁と共管してパブコメをかける場合の事務処理はどうなっているか。
 - それぞれの省でそれぞれパブコメをかけ、意見を受け付けるが、結果は取りまとめて連名で発表している。
- ・ パブコメは役に立つとの認識か。
 - 国民に品質表示等についての安心感を持ってもらうため、また、リスクコミュニケーションを図る上でも有効と考えている。
- ・ 閣議決定の対象外案件にはどのようなものがあるか。原課がパブコメをかけるかどうか迷う場合に、官房でアドバイスをしているのか。
 - 対象外案件には、検討会の報告、公共事業関係、政策評価結果などがあり、官房文書課で把握している。パブコメをかける必要があるものについては官房から各部局に指示しており、相談があればアドバイスしている。
- ・ 補助要綱等はパブコメをしていないのか。給付関係の基準等はどうか。
 - 補助要綱をパブコメにかけた実績はない。公共事業関係でパブコメにかけたものは、施設の管理基準等である。給付関係も実績はない。
- ・ 意見募集期間が短いものは、どのような理由によるのか。
 - 審議会の開催日程が先に決定されている場合、原案作成に時間要すると、パブコメにかける期間が短くならざるを得ないことがある。
- ・ 審議会答申の前にパブコメをかけているということか。
 - 基本的にはパブコメ前置で、提出された意見等を審議会において検討することとしている。

<環境省>

○日時：7月9日（金）14時40分～15時10分

○説明

- ・ 資料（意見提出手続の実態に係る資料）に基づき説明。

○質疑応答

- ・ （適用範囲について行政庁に実施の裁量を付与すべきとの）意見は、政省令に限つてパブコメ実施を義務付け、その余は裁量とすべきという趣旨か。
→ そこまで言ってはいない。最低限を制度化し、あとは裁量ということもあるのではないか。また、規制に限定すべきとも言っていない。制度設計に当たっては、一定の柔軟性の確保、事務作業量と効果の考量を御検討いただきたいという趣旨である。
- ・ 意見募集の周知方法としては、資料に掲げた方法（説明、意見交換会、HP及び記者配布）があるのか。
→ そのとおり。インターネットでアクセスする者に対しては、ウェブサイトに掲載。そのほか、新聞記事・雑誌掲載となるよう記者配布や、勉強会等の出席者宛ての資料配布をするなど周知に努めている。
- ・ 法制化によりパブコメ運用の柔軟性が失われるとの指摘があるが、どういう趣旨か。
→ 法制化に反対ということではない。法制化に当たり、少ない人員による対応や大量の意見処理の必要といった実態を是非考慮願いたいとの趣旨。
- ・ 移入種対策小委員会の中間報告案についてパブコメを実施しているが、その後の最終報告案などについて再度パブコメを実施しているのか。
→ 法案が議論される国会が、まさに国民の意見反映の場である。中間報告案についてのパブコメは、法案をまとめる段階での考え方、民意を反映させる目的で実施している。
- ・ 閣議決定の対象である廃棄物処理法施行規則案などについては、多数の意見の提出を受けながら、紋切型の対応をしているようだが。
→ 意見を取り入れているものもある。
- ・ 自然環境保全法関係の地域指定などは、パブコメを実施しているか。
→ 例えば、同類の制度である鳥獣保護区特別保護区や国立公園計画の変更などの告示はパブコメを実施している。幅広く意見をうかがおうという方針である。
- ・ パブコメ実施にあたっての体制を整えるために例えば隣の課室から応援を頼む等の方法は。
→ 他課室も多忙であり、担当課室単独でやらざるを得ない。
- ・ 給付等行政に係る行政立法は、対象外とすべきことであるが、貴省の所管事項の中では具体的にどんなものがあるか。
→ いわゆる補助金要綱などがある。

<人事院>

○日時：7月9日（金）15時10分～15時35分

○説明

- ・ 資料（行政手続法検討会ヒアリング資料）に基づき説明

○質疑応答

- ・ 第三者機関だから考慮してほしいという趣旨は、意見提出手続を人事院独自で決めたいということか。パブコメ手続は情報収集だから、第三者機関だろうと関係ないのではないか。第三者機関との主張の趣旨をもう一度説明してほしい。
 - 人事院は、使用者たる政府と被用者たる公務員で構成される職員団体との中立の位置にある第三者機関。このため、例えば、（人事院規則案の）パブコメを行ったときに、政府機関がその結果を見て、その後、（人事院に）申入れできるようなものとすることはいかがかということである。
- ・ 人事院規則では、本来労使協議で決めるべき事項を決めており、そのようなものをパブコメにかけるのが適切かどうかは、難しい議論がある。しかし、そうでないものについては、国民の意見をもっと広く求めるべきではないか。TL0（国立大学教員等の大学等技術移転事業者）の事例は、労使協議とはあまり関係がない。労使協議で決めるべきものとそうでないものを仕分けすることは可能か。
 - 確定的なことはいえないが、仕分けは可能ではないか。
- ・ 行政は全て中立・公正でなければならないのに、中立・公正性の確保を理由にパブコメをするべきでないと言わざるを得ないが、
 - パブコメそのものが悪影響を及ぼすと言っているわけではない。あくまでも第三者機関の独立性が確保されるようになっていければいいという趣旨である。
- ・ 現行の閣議決定については、人事院は対象外であるということだが、閣議決定に行政機関と書いてあるから、人事院は行政機関ではないということ。
 - 人事院は閣議メンバーではないので、閣議決定に直接拘束を受けないという趣旨。
- ・ 人事院規則は人事院が人事官会議で決めるにしても、それについて市民の意見を聞くことがなぜ有害なのか。
 - 人事院規則がパブコメ手続の法制化の対象になることに反対というわけではない。パブコメ手続の法制化を行う場合において、第三者機関であることに配慮していただきたいということである。
- ・ パブコメの対象とするかどうかについて、中立な第三者機関という点に理由があるかについては、色々意見がある。寄せられた意見について、（原案を）判断するための資料とすることを有害と言うのであれば疑問。
 - パブコメ自体が適当でないということではなく、どういう形で制度構築がなされていくかということであると考える。人事院規則の制定に当たっては、各府省や職員団体から意見を聴いているところであり、また、広く一般に意見を伺うことについてもモニター制度も実施しており、その延長線上としてのパブコメ手續は、十分に考えられると思う。
- ・ 国家公務員以外には影響のないような人事院規則について、国家公務員以外の第三者から意見が出ることはあるか。
 - 人事院規則の話ではないが、国家公務員の給与についての意見を聞いたモニターの結果では、様々な意見が出ていた。人事院規則の対象が公務員ということだけで、国民から意見が出ないということはないと思う。
- ・ TL0の役員兼業の制度は、国立大学が法人化された現在でも有効なのか。
 - 適用対象は、試験研究機関で公務員型の独立行政法人。ただ、適用対象のほとんどは、国立大学の教官だったので、国立大学の法人化に伴い適用対象人員は減っている。

<会計検査院>

○日時：7月9日（金）15時50分～16時10分

○説明

- ・ 資料（検討事項に係る各府省等からの意見）に基づき説明。

○質疑応答

- ・ 会計検査院の所掌事務は専門的・技術的なものなのでパブコメを行わなくてよいという説明だが、非常に専門的・技術的な事項についてパブコメを行うことは重要との指摘もある。会計検査院もパブコメを行ってみれば参考になるのではないか。
 - 専門的・技術的というのは、例えば例えれば会計検査院の計算証明規則は検査を受ける側から提出される計算書の様式、証拠書類の提出の仕方などを定めたものであって国民の権利義務に直接関わらないということ。
- ・ ある省庁は、実務的な面についての専門的な意見を受けて案を修正しているが。
 - 会計検査院の業務は国民ではなく国の機関が対象なので、そのケースと同じように考えるのはどうか。
- ・ 国民の権利義務に直接関係なければ国民が意見を述べる利益がないと考えるのはどうか。国の機関を対象とする業務の在り方について意見を述べる国民はいるのではないか。会計検査業務について国民の意見を聞くというのはあって然るべき。また、会計検査院の相手方は国の機関だけではないのではないか。
 - 意見ということであれば、こういう検査をしてほしいという投書等は多数受け付けており、これらについては実際の検査で対応している。
- ・ 専門的・技術的であるということは、法律から下位の政令等へ委任するものの類型の一つに過ぎない。これ以外に、会計検査院をパブコメの対象として規定することが適切でない理由はなにか。
 - 行政立法としては会計検査院規則があるが、国民の意見に対しては、個別に対応している。また、専門的・技術的事項についてパブコメを行うべきでないとは言わないが、対象となると思われるものが今のところない。また、会計検査院は独立機関なので、必要があれば独自に意見を求めていきたい。
- ・ 情報公開審査会規則については、直接国民と関係するものであるがどう考えるか。
 - 内閣府のものとほぼ同じであり、会計検査院として独自にパブコメを行う必要はないのではないか。
- ・ 憲法上の機関である会計検査院としては、国民から意見を求めるという考え方があった方が適切ではないか。現在は、例えば法律案もパブコメの対象に含めてはどうかなど幅広い議論をしているのであるから、会計検査院も、国民の意見を聞く場面、対象を幅広く考えるべき。例えば会計検査院の今後の方針について、国民の情報をもらった方がよいのではないか。
 - 検査そのものは本院の本質的な権限ということになるので、制度上パブコメにはなかなかなじまないのではないか。方針については、中立的な立場から決定すべきもので、それについて国民一般の意見を求めるこの有用性については疑問。また、事前に案を示すことは検査院の興味の内容を（検査の）相手方に知らしめることになり、実務上の支障が生じる。